

令和7年度 「綾瀬市立綾瀬中学校いじめ対策等検討委員会設置要領」

1 目的

この要領は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第22条に基づき、綾瀬市立綾瀬中学校に「いじめ対策等検討委員会(以下、「委員会」という。)」を設置運営することについて、必要な事項を定める。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) スクールアンケートの実施・集計・分析等定期的な実態の把握に関すること。
- (2) いじめの通報又は相談の受付及び処理に関すること。
- (3) いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する児童(生徒)の理解を深めること。
- (4) いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関すること。
- (5) 校内既存組織の活用及び連携に関すること。
- (6) その他いじめ防止対策に必要と認められること。

3 委員会の構成

委員会は、次表に掲げる者で構成する。ただし、事案の状況により、必要に応じて専門家等を構成員に追加することができる。この場合において、委嘱等の手続きは省略し、任期は設けない。

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	総括教諭
	児童(生徒)指導担当
	学年代表
	養護教諭
	スクールカウンセラー
	スクールソーシャルワーカー
	その他必要と認めるもの

4 委員会の運営

- (1) 委員会は、校長が招集し、おおむね月1回を定例会として開催する。ただし、必要のつど臨時に開催することができる。
- (2) 委員会は、必要と認めたときは、委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- (3) 委員会は、必要と認めたときは、会議を公開することができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

6 適用

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。